

Q 市町村合併とはなんですか？

A 市町村合併とは、いくつかの市町村が一つになって、効率的な行財政運営や広域的なまちづくりを行なうことで、行政サービスの維持・向上を図ろうとするもので、地方自治法第7条に規定してある「市町村の廃置分合」（市町村の合体、編入等）のうち少なくとも一つ以上の市町村の数が減少（市町村の法人格が消滅）するものをいいます。

また、『市町村の合併の特例等に関する法律』（合併特例新法）第2条においては、「2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの」と定義されています。市町村合併には、『新設合併』と『編入合併』の2つがあります。

Q 今、なぜ合併が必要なのですか？

A 次のように市町村を取り巻く社会経済環境は大きく変わってきています。これらに対応するためには、効率的な行財政運営や、なお一層の行財政基盤の強化が必要であり、その有効な手段の一つとして市町村合併があります。

● **多様化する住民ニーズ**

介護保険や環境問題などの広域的な行政課題は単独市町村だけでは対応が困難な部分があります。また、多様



化・高度化する住民ニーズに対応するためには、専門知識や高度な能力をもった職員が必要となり、小規模市町村では対応が困難になっています。

● **少子高齢化の進展**

全国的にも少子高齢化が急速に進んでおり、その影響として税金を負担する人が減るため税収の減少が見込まれます。逆に医

療や福祉の分野では住民ニーズが増大すると考えられ、これまでの市町村単位では十分な対応が出来ないことが予想されます。

● **厳しい財政状況**

国・地方ともに財政状況は悪化しており、今後も一段と厳しい財政運営が予想されます。一般的には人口規模が小さい市町村ほど住民一人当たりの行政コストが高くなると言われており、行財政基盤の整備を行なっていかなければ、行政サービスを維持していくことが困難になると予想されます。

● **地方分権の推進**

地方分権の時代を迎え、市町村は自らの判断と責任で政策を立案し、安定した行政サービスを行なっていかなければなりません。また権限移譲の進展により、市町村が処理をする事務が増え、人材や財源が不足することが考えられます。

合併協議項目進捗状況

	協議番号	協議項目	提案	承認		協議番号	協議項目	提案	承認
基本的協議項目	1	合併の方式	第2回	◎承認	その他の協議項目	22	介護保険事業の取扱い	第4回	
	2	合併の期日				23	行政連絡機構の取扱い		
	3	新市の名称	第2回	◎承認		24	電算システムの取扱い		
	4	新市の事務所の位置	第2回	◎承認		25	広報広聴関係事業の取扱い	第4回	
	5	財産及び債務の取扱い	第3回	◎承認		26	納税関係事業の取扱い	第3・4回	○一部承認
特例法による協議項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い				27	消防防災の取扱い	第2回	○一部承認
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				28	交通関係事業の取扱い	第4回	
	8	地域自治組織等の取扱い				29	窓口業務の取扱い		
	9	地方税の取扱い	第3回	◎承認		30	保健衛生事業の取扱い	第2・4回	○一部承認
	10	一般職の職員の身分の取扱い				31	各種福祉制度の取扱い	第2・4回	○一部承認
	11	合併市町村基本計画				32	清掃事業の取扱い		
その他の協議項目	12	特別職の身分の取扱い	第4回			33	環境対策事業の取扱い	第2・4回	○一部承認
	13	条例、規則等の取扱い				34	農林水産関係事業の取扱い	第2・4回	○一部承認
	14	事務組織及び機構の取扱い				35	商工・観光関係事業の取扱い	第2・4回	○一部承認
	15	一部事務組合等の取扱い				36	建設関係事業の取扱い	第4回	
	16	使用料・手数料の取扱い				37	都市計画の取扱い		
	17	公共的団体等の取扱い				38	下水道事業の取扱い		
	18	補助金・交付金等の取扱い				39	上水道事業の取扱い		
	19	町名・字名の取扱い				40	教育関係事業の取扱い	第2・4回	○一部承認
	20	慣行の取扱い	第2回	◎承認		41	選挙管理事務の取扱い	第4回	
	21	国民健康保険事業の取扱い	第4回			42	その他の事業の取扱い	第4回	